

用語の解説

日系企業の定義		
(ア) 本邦企業（現地法人化されていない日系企業）	(1) 現地法人企業	海外に設立されている日系企業については、「現地法人化されていない日系企業(本邦企業)」と「現地法人化されている日系企業」に大別し、以下の6つ(区分不明を含めると7)に分類。
(a) 支店	①	
(b) 駐在員事務所、出張所など	②	ア 本邦企業 本邦企業(現地法人化されていない日系企業)の①海外支店、②駐在員事務所や出張所など。
(イ) 現地法人化されている日系企業	(2) 現地法人企業	【注】本邦企業が、経済協力の工事等で、一時的に海外に事務所を設置した場合でも、調査時点で事務所を設置している場合は、本邦企業の「駐在員事務所、出張所など」として計上する。
(a) 本邦企業が100%出資した現地法人の「本店」	③	
(b) 同現地法人の「支店、駐在員事務所、出張所」	④	
(c) 合弁企業	⑤	
(d) 日本人が海外に渡って興した企業	⑥	
(ウ) 現地法人化されているか否かが不明(区分不明)	⑦ 区分不明	イ 現地法人化された日系企業 ③本邦企業が出資し海外に設立した現地法人 ④本邦企業が出資し海外に設立した現地法人(いわゆる子会社)が(親会社となって)海外(第三国を含む)に設立した現地法人(いわゆる孫会社) ⑤本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業) ⑤本邦企業が外国企業との共同出資で設立した現地法人(合弁企業)(いわゆる子会社)が(親会社となって)海外(第三国を含む)に設立した現地法人(いわゆる孫会社) ⑤外国企業を本邦企業(いわゆる右海外子会社、孫会社を含む)が合併・買収(M&A)した海外(第三国を含む)の現地法人 ⑥邦人が海外に渡って興した企業 【注】当該企業が海外に設立された後、本邦企業(いわゆる右海外子会社、孫会社を含む)が撤退し、外国資本のみで運営されている場合は除く。 【注】統計表において、国によっては上記①～⑥の区分で把握できず、現地法人化されているか否かも不明な場合があり、その場合には、「⑦区分不明」として集計。